

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案, 防衛施設庁, 未完成プロジェクト, 対沖縄国会対策, 米国議会, 基地提供反対運動, 野呂防衛政務次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43401

沖繩、非軍事化声明

声明 「沖繩国会」を前にして

— いまこそ沖繩の非軍事化を —

十月十六日から開かれる臨時国会は、「沖繩返還協定」に対する態度決定を迫られている。この国会開会を直前にして、われわれは、沖繩の本土復帰について、われわれの一致した基本的な考え方を明らかにするとともに、国会および政府に対して要請を提出したい。

沖繩の本土復帰は、沖繩県民が二十六年間にわたる血のにじむ思いと努力の中で求めつづけてきたものであり、われわれ本土国民の宿願でもある。だが、沖繩返還の交渉経過と協定の内容とには、二つの点において重大な問題があるといわざるをえない。

第一は、交渉に際しての日本政府の姿勢についてである。すなわち、政府は、一九六九年秋の日米首脳会談において「核ぬき、本土なみ返還」の約束をとりつけたというが、そのことの確証は、今年六月の協定調印という段階にいたっても、ついに得られていない。むしろ、この会談によって、返還後の核再持込みや本土を含めての米軍の自由発進などが容認されたのではないかとの疑いを、われわれは消すことができない。政府の沖繩返還構想がこうした曖昧さをいまなお解消できないのは、米軍基地の存続という前提を變更しようとせずに、単に形式的な「施政権の返還」を求めようとした政府の基本姿勢によるものである。さらに、政府が沖繩の返還を他の日米間の諸懸案とからめながら交渉してきたことは、この曖昧さをいっそう深めることになった。

したがって、われわれは「沖繩国会」において、まず政府が交渉経過を国民の前に率直に公開することを要求する。

第二の問題は、政府が国際情勢についてどのような認識に立脚して返還交渉を行なってきたかという点にある。一九六九年の日米首脳による共同声明にも明白なように、政府は、米中対決の存続と対米同調の堅持という思考のもとついで沖繩問題を処理しようとしてきた。これは、戦後の保守党政府に一貫した冷戦の論理の延長である。

これに対して、かねてわれわれは、日本には中国との復交をはじめとしてアジアの緊張緩和をめざす責任と能力があるという立場から、沖繩の返還に際しては、沖繩がアジアの「平和のかなめ石」として復帰できるよう本土政府は力を尽くすべきであると主張し、政府の沖繩施政権返還構想に反対してきた。その上、最近の米中接近にみられる米国の政策転換によって、政府の沖

安全保障課長

山崎 敬四郎 辻本 盛

返還構想の前提は、いまや根底からゆさぶられ、基本的な再検討を迫られていることは明らかである。この新しい状況の展開は、日本みずからの主体的な選択の幅をひろげる絶好の機会にほかならない。

こうした転換期を迎えていま日本国民が選ぶべき道は何か。それは、沖縄の非軍事化を実現すること、すなわち、沖縄の軍事基地の全面撤去を米国に約束させるとともに、日本は沖縄へ自衛隊を駐留させないということをおい

てないと、われわれは確信する。

近年、中国・朝鮮をはじめアジア諸国民の間に「日本軍国主義の復活」を憂慮する声が高まってきた。したがって、沖縄から米軍基地が除去され、しかも自衛隊が駐留しないことになれば、それは、日本が米国の冷戦戦略を踏襲せず、「日本軍国主義の復活」を許さないという決意をアジア諸国民に示す最善の証しとなるであろう。今日「日中復交」を掲げる政治家は多いが、もし、政府や国会が真に日中友好の道を追求するのであれば、今こそ沖縄非軍事化へと踏みきり、それによって日本の誠意を示すべきである。他面、沖縄の非軍事化は、米中間の緊張緩和をはかるうとする米国の政策とドル防衛に努力する米国の立場に照らして、明らかに米国民の利益にも合致するものである。

さらに、沖縄の非軍事化は、何にもまして沖縄県民の平和と人権の保障にとつて必須の条件である。沖縄の本土復帰にあたって優先されるべきは沖縄県民の声である。

沖縄県民は、本土によって琉球処分にはじまるいくたの犠牲を強いられ、第二次大戦においては言語を絶する惨苦をなめ、その上「戦後」四半世紀をこえて米軍の支配のもとに苦悩しつづけてきた。その沖縄県民が「祖国復帰」に託してきた基本的な要求は、まさに沖縄の非軍事化であった。沖縄返還協定が基地の撤去について何らの見通しも与えていないことは、沖縄県民のあいだに「祖国復帰」についての深い失望と不信とを生んでおり、また、自衛隊の沖縄派遣は、米軍に対するより以上につよい抵抗をひきおこしているが、そのことは、沖縄県民の願いがどこにあるかを端的に示している。沖縄の非軍事化構想は、国際政治の面できわめて積極的な意義を持つものであると同時に、何よりもこの沖縄県民の願いにこたえうるものである。

以上の理由により、われわれは、国会に対して、次のことを提言する。

一、国会は、米国が返還協定の発効後すみやかに米軍基地を撤去することを要求し、同時に日本は自衛隊を沖縄に派遣しないことを公約し、この二点からなる沖縄非軍事化宣言を決議する。

⑦ 国会は、政府がこの決議にそつて返還協定に必要な修正を加え、それをもつて米國と再交渉することを要求し、その結果をみて最終的な承認を行なう旨を決議する。

われわれは、国会および政府が、いまこそアジアの緊張緩和のために主体的な行動をおこし、それによつて、沖繩県民の切実な願いにこたえるべく、以上の提言をただちに実行にうつすことをつよく要請する。

一九七一年十月七日

よびかけ人

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大 | 江 | 健 | 三 | 郎 |
| 坂 | 本 | 義 | 和 | |
| 都 | 留 | 重 | 人 | |
| 中 | 野 | 好 | 夫 | |
| 湯 | 川 | 秀 | 樹 | |
| 我 | 妻 | 榮 | | |